２障福第２２６５号

令和２年１０月１６日

各障害福祉サービス事業所管理者　様

愛知県福祉局福祉部障害福祉課長

（　公　印　省　略　）

令和２年度工賃向上推進事業の実施について（通知）

日頃から、本県の障害福祉行政の推進に御理解と御協力いただき、御礼申し上げます。

本県では、愛知県工賃向上計画に基づき、県内の工賃水準の向上に意欲的な事業所を支援するため、株式会社インサイトに委託し、工賃向上推進事業として別添のとおり研修及びアドバイザー面談会を実施します。

つきましては、参加を希望される事業所は別添の案内チラシを御確認の上、下記「３　申込方法」により、御提出ください。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上や生産性に大きな影響が出ている事業所も多いかと思います。本事業を事業所の再活性化のきっかけとしていただければと思いますので、積極的な御参加をお待ちしています。

記

１　申込期限

令和２年１０月２３日（金）１７時必着

２　申込書

別紙案内チラシ内「令和２年度愛知県研修兼個別/アドバイザー面談 申込書」

※県HP（https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/kouchinseminar.html）にも掲載しております。

３　申込方法

　　申込書に必要事項を記入のうえ、ファックスで株式会社インサイトまで提出をお願いいたします。

　※一事業所から複数名申込む場合、参加者数に合わせた申込書をご提出ください。また、希望のない場合は、提出不要です。

**FAX：０６－７６３５－５１１２**

４　その他

（１）参加料は無料です。ただし、通信費等は各事業所の負担となります。

（２）個別面談を希望する事業所は、研修受講を必須とします。

（３）アドバイザー面談は研修未受講でも参加いただけます。なお、より面談効果を高めたい事業所におかれては、研修を受講いただくことを推奨しています。

（４）より多くの事業所に参加いただくため、個別面談とアドバイザー面談会を重複して申し込むことはできませんので、御了承ください。

担　当　地域生活支援グループ（渡邉）

電　話　052-954-6292（ダイヤルイン）

ＦＡＸ　052-954-6920

E-mail　shogai@pref.aichi.lg.jp

【工賃向上研修・アドバイザー面談会概要】

１　受講対象者

以下のいずれかに該当する、愛知県内に所在する事業所に勤務する方

（１）就労継続支援Ｂ型事業所

（２）就労継続支援Ａ型事業所

２　定員

(１)工賃向上研修（全２回）：なし

(２)個別面談会（１回コース）：２０事業所　※先着順

（２）、（３）はどちらか片方のみ申込可能

**※個別面談会は(１)工賃向上研修（全２回）受講必須**

(３)アドバイザー面談会（２回コース）：３２事業所　※先着順

３　開催日時及び場所

(１)工賃向上研修

第１回：令和２年１１月２日（月）

10：00～17：00（接続開始時間：9:30～）

第２回：令和２年１１月３０日（月）

10：00～17：00（接続開始時間：9：30～）

(２)個別面談会

　　　開催予定：令和３年１月～

　　　※詳細な日時は申込完了後に調整を行います。

(３)アドバイザー面談会

第１回：令和２年１２月～

第２回：令和３年２月～

　　　※詳細な日時は申込完了後に調整を行います。

４　研修・個別面談会内容

別紙「令和２年度愛知県工賃向上推進事業　案内チラシ」のとおり

５　参加決定時期

申込書を受け取り次第、メールまたはファックスで「受講通知」及び「事前課題（アドバイザー面談については工賃向上状況確認シート）」等をお送りします。なお、個別面談会とアドバイザー面談会は先着順となりますので、定員に達し次第、申込を締め切ります。

６　留意点

○工賃向上研修について、事前課題がありますので研修時までに必ず作成の上、受講してください。

○オンライン研修の受講に慣れていない方向けに、第１回研修日の約１週間前に事前の研修受講練習会が開催されます。zoomの使用に慣れていない方は、御活用ください。

○アドバイザー面談会について、事前に事業所の現状を整理する確認シートが配布されますので、面談時までに必ず作成してください。